

西東京市監査委員告示第4号

令和7年度定期監査の結果に関し、健康福祉部障害福祉課からは是正・改善の措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年3月31日

西東京市監査委員 岡村保彦

西東京市監査委員 本多教義

西東京市監査委員 稲垣裕二

7西健障第2293号  
令和8年3月26日

西東京市監査委員 岡村保彦 殿

西東京市監査委員 本多教義 殿

西東京市監査委員 稲垣裕二 殿

西東京市長 池澤隆史  
(公印省略)

令和7年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

令和7年11月5日付7西監第109号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき通知します。

## 指摘事項における是正・改善措置について

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、一体的に契約可能な内容にもかかわらず個別契約で主管課契約となっているものが見受けられた。</p> <p>また、社会福祉法人との契約で主管課契約の要件に該当しない契約が主管課契約となっているものが見受けられた。</p> <p>西東京市契約事務規則等にのっとり、適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>今回指摘を受けた事項については課内で情報を共有し、一体的に契約可能なもの及び社会福祉法人との契約に関して、契約期間及び仕様内容の精査並びに特命随意契約の可否及び主管課契約の要件を確認することを周知徹底し、契約事務の手引きも活用しながら契約事務規則等にのりつた契約事務を行う。</p>
指摘事項 2	<p>障害者グループホーム防災対策事業費等補助金について、西東京市障害者グループホーム防災対策事業費等補助金交付要綱では、実績報告書の確認及び調査等の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により通知を行うとともに補助金を交付することを定めているが、確定通知より前に補助金の交付が行われているものが見受けられた。</p> <p>要綱にのっとり、適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>今回の指摘を受けた事項については課内で情報を共有し、西東京市障害者グループホーム防災対策事業費等補助金交付要綱を再度確認するとともに起案文書、伝票決裁時に同案件の一連の起案等を一緒に回付することでチェック体制を強化することを周知徹底し、補助金チェックシートの活用などにより要綱にのりつた適正な事務を行う。</p>

<p>指摘事項 3</p>	<p>事案の処理について、西東京市文書管理規程では、事案の処理はすべて文書等により決裁を受けることや起案日、決裁日の記録等について定めているが、障害者日常生活用具給付事業に係る事務処理について、対象者からの申請に対し日常生活用具の給付の可否を決定し、日常生活用具給付決定通知書により通知した内容を後日変更する必要がある際などに、実際に決定手続を行った日付ではなく、当初の決定日等に遡った起案日、決裁日で事務処理を行っているものが見受けられた。</p> <p>規程にのっとり、適正な事務を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>今回指摘を受けた事項については課内で情報を共有し、文書事務の手引き等を再確認するとともに、日常生活用具支給の再決定起案については、実際に手続を行った日で起案決裁を行うことを周知徹底し、規程にのっとり適正な事務を行う。</p>